

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年 3月 26日
発信課	税務部資産税課
担当者	渡邊
連絡先	電話 25-5891
	FAX 25-7423
	E-mail sisanzei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	その他
日 程	4 月 1 日 ~ 4 月 30 日
発表項目 (行事名)	令和2年度の土地及び家屋の縦覧帳簿の縦覧について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額を比較し、自己の土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断していただくための制度です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 縦覧期間及び時間 令和2年4月1日(水)から令和2年4月30日(木)まで (本市の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで 2 縦覧場所 資産税課(総合庁舎3階) 3 縦覧手数料 無 料 4 縦覧できる方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地価格等縦覧帳簿 <ol style="list-style-type: none"> ア 市内に所在する土地の固定資産税の納税者 イ アの代理人 ウ アの納税管理人 (2) 家屋価格等縦覧帳簿 <ol style="list-style-type: none"> ア 市内に所在する家屋の固定資産税の納税者 イ アの代理人 ウ アの納税管理人 5 持ち物 <ul style="list-style-type: none"> 納税者本人又は納税管理人 運転免許証など本人確認ができるもの 納税者の代理人 運転免許証など代理人本人であることが確認できるもの 委任状などの代理人であることを証明する書面の原本 納税者の相続人 運転免許証など本人確認ができるもの 戸籍謄本等相続人であることが分かる書面
添付資料	<p style="text-align: center;">無</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	こうほう旭川市民3月号にお知らせ記事を掲載しています。